

宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱

施行 昭和 59 年 4 月 1 日

最終改正 令和 5 年 9 月 1 日

(趣 旨)

第 1 県は、農業の近代化に資するため、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸付ける法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内で宮城県農業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定 義)

第 2 この要綱において「農業者等」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。

(利子補給金の交付の対象)

第 3 利子補給金は、融資機関が農業者等に対し、農業近代化資金を貸付けた場合、当該融資機関に対して交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の用途等)

第 4 利子補給金の対象となる農業近代化資金の用途、貸付限度額、償還期間、据置期間及び貸付利率は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）の定めるところによるものとする。

2 農業近代化資金の利子補給率は、ガイドライン第 3 の 2 (3) による国の連絡を受けて県が作成する「農業近代化資金等の金利一覧表」のとおりとする。

(交付の申請等)

第 5 規則第 3 条第 1 項の規定による利子補給金の交付申請は、別記様式第 1 号により宮城県農業近代化資金利子補給契約（以下「契約」という。）を誘引することにより行い、かつ、規則第 4 条第 1 項の規定による交付決定は、契約の締結によるものとする。

2 前項の契約に際し、知事に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 最近年次の業務報告書
- (2) その他知事が特に必要と認めるもの

(利子補給金の額)

第6 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び毎年7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における農業近代化資金につき、第4に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除した金額をいう。）に、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第2号（ 年度 期農業近代化資金融通事業実績報告書）によるものとし、上期に係るものについては同年7月31日、下期に係るものについては翌年1月31日までに、実績報告書に農業近代化資金等事務電算処理要領（以下「電算処理要領」という。）で定めた農業近代化資金利子補給金算出明細書（電算処理要領利子様式第2号）を添付して、提出するものとする。

(利子補給金の交付方法)

第8 利子補給金は、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度予算に係る利子補給金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。
- 3 既に締結されている農業近代化資金利子補給に関する契約は、この要綱に基づき締結されたものとする。
- 4 既に廃止された農業近代化資金利子補給規則（昭和36年宮城県規則第80号）及び宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱により、既に知事の承認を得て貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和60年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 19 日から施行し、改正後の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 2 月 26 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 30 日から施行し、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱に基づき交付承認を受けた資金に対する償還期限及び据置期間の適用については、改正後の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱第 4 第 1 項の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。